|  |  |
| --- | --- |
| ※※　整理番号　　　　　第　　　　　　号 |  |
| ※　　経由市町村名 | ※　市町村受付年月日　　令和　　　・　　　・ | ※　市町村提出　　令和　　　・　　　・　　　　第　　　　号 | ※　市町村再提出　　令和　　　・　　　・　　　 第　　　　号 |
| 児 童 扶 養 手 当 現 況 届　　　　（令和　　　　年度分） |
|  証書番号 | 第　　　　　　号 | * 既認定・

新規認定 |  氏　　名　 生年月日 | 昭・平　　　年　　月　　日（　　 歳） |  障害の有無 | * 第9条・第9条の2の区分
 | ⑦支払金融機関 | 変更 | * 称
 | 口座番号 |
| 前年度 | 今年度 |
| ある・ない | 9条・9条の2 | 9条・9条の2 | 有・無 |  |  |
|  住　　所 | 香美市ＴＥＬ |  職業又は　 勤務先名 | ＴＥＬ |  勤務先　 所在地 |  |
|  |  |
| 令和　　年分所得 | 氏　名 | ⑫控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給者については、イ老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数ロ特定扶養親族の数ハ１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族数）） | ⑬ ⑫以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童 | 所　　得　　額 | 控　　　　　　　除 | 児童扶養手当法施行令第4条第1項による免除 | 控除後の所 得 額 | 所得制限限度額 |
| ⑭児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額 | ⑮ |  | 合 計⑭+⑮ | ⑯障害者控　除 | ⑰寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない）、勤労学生控除 | ⑱雑損控除 | ⑲医療費控　除 | ⑳小規模企業共済等掛金控除 | 配偶者特別控除 | 地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得） | 全部支給 | 一部支給 |
| 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額 Ａ+Ｂ | 母又は父に対して支払われた額 | 児童に対して支払われた額 |
| 母又は父に対して支払われた額の8割相当額 Ａ | 児童に対して支払われた額の8割相当額　Ｂ |
| 受給者 |  | 　　　　　　人（イ　　　　　人）（ロ　　　　　人）（ハ　　　　　人） | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 障　　人特　　人円 | 寡・ひとり・勤円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円80,000 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 |
| 孤児の養育者 |  | 　　　　　　人（　　　　　　人） | 人 |  |  |  |  |  | 障　　人特　　人円 | 寡・ひとり・勤円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑩配偶者 |  | 　　　　　　人（　　　　　　人） |  |  |  |  |  |  | 障　　人特　　人円 | 寡・ひとり・勤円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑪扶　養義務者 |  | 　　　　　　人（　　　　　　人） |  |  |  |  |  |  | 障　　人特　　人円 | 寡・ひとり・勤円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 本年8月1日における対象児童の状況 | 児童氏名 | 続柄 | 生年月日 | 同居・別居の別 | 受給理由 | 入所施設名 | 障害の有無 | 身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号 | * 再　　診
 |
|  |  | 平　　令　　 ・　　 ・　　 | 同居　・　別居 |  |  | 有　・　無 | ・　　　　　・ |  |
|  |  | 平　　令　　 ・　　 ・　　 | 同居　・　別居 |  |  | 有　・　無 | ・　　　　　・ |  |
|  |  | 平　　令　　 ・　　 ・　　 | 同居　・　別居 |  |  | 有　・　無 | ・　　　　　・ |  |
|  |  | 平　　令　　 ・　　 ・　　 | 同居　・　別居 |  |  | 有　・　無 | ・　　　　　・ |  |
|  |  | 平　　令　　 ・　　 ・　　 | 同居　・　別居 |  |  | 有　・　無 | ・　　　　　・ |  |
| 父又は母の障害について | 氏　　　名 |  | 身体障害者手帳の番号及び障害等級 |  | 父又は母の職業又は勤務先名 |  | 父・母が拘禁されている場合 | 氏　　名生年月日 | 昭・平　　　年　　月　　日 |
| 公的年金の受給状況 | １（ア）受けることができない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　に記載した児童が額の対象に　（イ）支給停止　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ア）なっていない　（ウ）受けることができる　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（イ）なっている　　　（種類：　　　　　　　　　　　　障害等級：　　　　　　　　基礎年金番号・年金コード：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 拘禁終了予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 　父又は母の死亡に関し、に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況 | 　受給者の公的年金受給状況 |
| １　受けることができる２　支給停止　　　　　　　　種類（　　　　　　　　　　）基礎年金番号・年金コード（　　　　　　　　　　　　　　）３　受けることができない | １　受けることができる２　支給停止　　　　　　　　種類（　　　　　　　　　　）基礎年金番号・年金コード（　　　　　　　　　　　　　　）３　受けることができない |
| 　上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。令和　　　　年　　　　月　　　　日　　　香美市長　　　　様　　　　　　　　　　　　　　氏名(署名) | 添付書類 |  1　世帯全員の住民票の写し　　　　4　生死不明証明書　　　　　7　戸籍の謄本又は抄本 2　別居監護申立書・証明　　　　　5　遺棄申立書・証明　　　　8　前住地の所得課税証明書 3　養育申立書・証明　　　　　　　6　拘禁の証明書　　　　　　9　養育費等に関する申立書10　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ※審 査 | 本年又は前年の被災の有無 | 有（　　　　　　）　・　無令和　　　年　　　月　　　日 | 支給停止の状況 | 前年度 | 今年度 | その他の事項 |
| 支給 ・ 一部支給 ・ 全部停止 | 支給 ・ 一部支給 ・ 全部停止 |
| 上記のとおり、相違ありません。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県香美市長　　法光院　晶一 |

* ※、※※の欄は記入する必要がありません。字は、楷書ではっきりと書いてください。

　注　意

　　１　この届けは、毎年８月１日から８月３１日までの間に出して下さい。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

　　２　⑪の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

　　３　⑫の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族（「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。

　　　　なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　　）内に再掲してください。

　　　(１)　受給者については、イに老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、ロに特定扶養親族の数を、ハ16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

　　　(２)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

　　４　⑬の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。）又は障害の状態にある２０歳未満の者をいいます。

　　５　⑭の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

　　６　⑮の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

　　７　⑯の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑰の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。

 　８　⑰の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。

　　９　㉔の欄の「受給理由」には、次のイからヨまでに該当する事項を選び、その符号を記入してください。

　　　イ　父母が婚姻を解消した。

　　　ロ　父が死亡した。

　　　ハ　父が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。

　　　ニ　父の生死が明らかでない。

　　　ホ　父が引き続き１年以上遺棄している。

　　　へ　父が母の申立てにより保護命令を受けた。

　　　ト　父が法令により引き続き１年以上拘禁されている。

　　　チ　母が死亡した。

　　　リ　母が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。

　　　ヌ　母の生死が明らかでない。

　　　ル　母が引き続き１年以上遺棄している。

　　　ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。

　　　ワ　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている。

　　　カ　母が婚姻によらないで懐胎した。

　　　ヨ　その他

　10　㉔の欄の「身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入してください。

　　11　㉕の欄は、㉔の欄の「受給理由」にハ又はチと記入した方だけが記入してください。

　　　　公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

 　 12　㉕、㉗及び㉘の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けとることができる状態にあるときをいいます。

　　13　㉗の欄は、対象児童が公的年金若しくは遺族補償を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、下の「公的年金の種類」又は「遺族補償の種類」から該当する事項を選び、

　　　その符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。

　　14　㉘の欄の公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。

　　◎　この届けについて分からないことがありましたら、香美市福祉事務所によく聞いてください。　◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 公 的 年 金 の 種 類 | イ　老齢福祉年金ロ　イ以外の国民年金ハ　厚生年金保険の年金ニ　船員保険の年金ホ　恩給へ　国家公務員共済組合の年金ト　条例による地方公務員の年金チ　地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金リ　日本私立学校振興・共済事業団の年金ヌ 農林漁業団体職員共済組合の年金ル　国会議員互助年金ヲ　日本製鉄八幡共済組合の年金ワ　執行官の恩給カ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金ヨ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金タ　未帰還者の留守家族手当又は特別手当レ　労働者災害補償保険の年金ソ　国家公務員災害補償制度の年金ツ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金ネ 地方公務員災害補償制度の年金 |  |
| 遺族補償の種類 | イ　労働基準法による遺族補償ロ　国会職員法による災害補償ハ　船員法による遺族手当ニ　災害救助法による遺族扶助金ホ　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償へ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付ト　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付チ　証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付 |

　　　添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、香美市福祉事務所に確認してください。）

　　　　１　あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

　　　　２　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

　　　　３　あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

　　　　４　あなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう｡)の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。

　　　　　イ　父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません｡)

　　　　　ロ　父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類

　　　　　ハ　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類

　　　　　ニ　父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

　　　　５　㉔の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。

　　　　６　㉔の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。

　　　　７　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは香美市福祉事務所に聞いて下さい。